

◆ その他（５）

<喫煙禁止>

- 愛知県は「愛知県たばこ対策情報」というページまで作って、たばこ対策に取り組んでいるようにみえますが、受動喫煙防止とか路上喫煙禁止などの条例などは、どのように検討されているのでしょうか？歩行喫煙者の大半がたばこを持った手を振って歩いています、丁度、子供の目の高さあたりです。たばこの火の温度を考えると非常に危険だと思います。県が歩行喫煙禁止を条例などで決めれば、県内の自治体でも進めやすくなると思います。「タバコは毒の缶詰」とHPに書かれている通りだと思います！いろんな権利があると思いますが、歩行喫煙禁止は、すぐ実行しても良い事だと思います。子供の安全、防火、ごみなどの問題が解決します。

（平成22年4月 江南市 50代男性）

[回答]

屋内の受動喫煙防止対策については、健康増進法に基づき受動喫煙対策を推進してまいりました結果、公共交通機関、学校、医療機関など公共の場所における受動喫煙防止対策が進んできているところです。

一方、屋外の受動喫煙防止対策につきましては、平成22年2月25日付けの厚生労働省健康局長通知「受動喫煙防止対策について」におきましても、その基本的方向性の中で「屋外であっても、子どもの利用が想定される公共的な空間では、受動喫煙防止のための配慮が必要である。」とされておりますことから、今後県としても取り組んでいくべき課題の一つであると考えております。

しかしながら、歩行喫煙の禁止は、広範な範囲を対象とした取り締まりの実効性、山間部などの人口過疎地区における受動喫煙被害防止の有効性の点で住民に身近な市町村単位で地域の実情に合わせて実施するのがより望ましいことから、県条例よりも市町村条例で対応すべきと考えております。ちなみに、県内では、平成21年5月1日現在、名古屋市、一宮市、稲沢市、小牧市の4市で路上喫煙を禁止する条例が制定されています。

【健康福祉部】

<農地、森林の確保と都市計画>

- 少子化で人口が減っているにもかかわらず、田畑がつぶされ、戸建てやマンションが建築され、緑が減っています。心安らぐ風景も失われつつあります。自給率の向上を目指しているのにこれはどうした事でしょう？住宅区域と田畑、工業地帯、

本来土地用途も分かれているのに、景観も非常にきたなく雑然とした、特徴の無い街ばかりで悲しいです。ヨーロッパの様な歴史を感じる重みのある街を目指してほしいです。県として、今あるものを（風景も）大切にし、リサイクル（建てかえ）重視、マンションも低いもので、もとあった自然に近づける街づくりを行政に期待します。緑増えれば温暖化抑制、低層化でヒートアイランド現象が減り、地産地消で排ガスが減りと全体と将来を見据えた都市計画を期待します。愛知県は美しい、と言われる街にしてください。（平成22年6月 岡崎市 40代女性）

[回答]

愛知県においては、平成17年度に美しい愛知づくり条例を定め、条例に基づいて「美しい愛知づくり基本計画」を策定して、美しい愛知づくりに関する総合的かつ計画的な施策の推進を図っております。

緑に関しましては、平成11年度に策定した「愛知県広域緑地計画」の見直し作業を現在進めており、この中で都市域における緑の目標量などを定め、「都市と自然が調和した環境にやさしいあいちの緑づくり」を進めることとしています。具体的な施策の例としては、平成21年度からあいち森と緑づくり税を財源とした「あいち森と緑づくり事業」を開始し、この中で既存樹木の保全や新たな緑の創出などに取り組んでいるところです。

また、農用地については、昨年平成21年に農業振興地域の整備に関する法律及び農地法が改正され、農用地が非農業的目的に転用されることがより厳格化し、今後は今まで以上に慎重な調整を要することになっております。

さらに、森林法では、1haを超える森林の開発は許可制度の対象となり、開発に際し一定の要件を満たしている場合は、知事はこれを許可しなければならないこととされており、1ha以下の森林の伐採については、市町村への届出制度となっております。

また、近年の環境問題への関心の高まりに対して、県では平成21年度から「あいち森と緑づくり事業」を実施し、森林、里山林、都市の緑をバランスよく整備、保全するための様々な取組を進めています。

今後とも、上記の取組を進めるとともに、景観計画の策定や緑の基本計画の見直しを行いながら景観や緑に関する施策を進めている岡崎市を始めとして、市町村の取組を支援し、連携して、美しい愛知づくりに努めていきます。

【建設部】【農林水産部】

＜歳入歳出＞

- 「県税早わかり」冊子を読みました。平成22年度の予算では、予算のうち県債が歳出の県債費を上回っております。景気低迷による県民税の収入減など、理由はあるかと思いますが、歳入の県債は、歳出の県債費を上回らないように予算編成をすべきであると思います。問題となっている国の財政赤字と同じく、県の借金も増える一方ではいけないと思います。製造業の集積地である愛知県、景気が回復すれば、収入が支出を上回るものと想定されているかと思いますが、油断は禁物と思います。ある日突然、夕張市のように県の財政が破綻して、県民サービスの低下といった事態を招かないように、県財政の建て直しに取り組んで頂きたいと思います。歳出の中で公債費が2番目、という状況は決して望ましいとは思えません。

(平成22年7月 名古屋市 30代男性)

〔回答〕

県の財政運営について貴重なご意見をありがとうございます。

平成22年度の県税収入については、一昨年秋以降急激に悪化した企業収益が回復に至らないことや、依然として厳しい雇用・所得環境が続いていることなどから、平成20年度から2年間で、約5,000億円もの大幅な減収となっております。

こうした県税の落ち込みなどによる収支不足の発生が予想されましたので、平成22年度の当初予算編成においては、平成21年度の早い段階から県の事務事業の総点検による歳出の削減を図るとともに、基金の活用など県債以外の歳入の確保にも努めてまいりました。しかしながら、扶助費（生活保護・福祉・医療などの社会保障費）や公債費（過去に発行した県債の償還金）といった義務的経費の増加も影響し、県債の大幅な発行増は避けることはできず、歳入の県債が歳出の公債費を上回る状況となりました。

しかしながら、県債のほとんどは、交付税の振り替わりである臨時財政対策債であり、その元利償還金の全額が交付税に算入されます。なお、その他の県債は、建設事業の抑制などに伴い発行額が減少しております。

今後においても、早期の県税収入の回復が見込めない中、義務的経費が増加していく厳しい財政運営が見込まれます。したがって、今後の財政運営にあたっては、税収減のセーフティーネット機能として重要な地方交付税などの確保に向け、国にしっかりと働きかけるとともに、本県としても引き続き歳入・歳出全般の取組を進めることで、この難局を乗り越え、持続可能な行財政基盤の確立を図ってまいります。

【総務部】

<県の財政方針>

- ものづくりが盛んな愛知県では、法人（事業）税の収入も多いと思われませんが、現在の国政では、日本の国際競争力の強化を目的として、法人諸税の引き下げの方向にあるようです。法人（事業）税の寄与が他県に比べて大きい愛知県の財政にとっては、他県より影響も大きいと考えられますので、今後は現在以上に不必要な支出の削減など、支出の見直しを進めていく必要があると思います。地方公共団体も財政の健全化が求められていると思いますので、将来の県政及び県民にツケを回さない、健全な県財政の運営を進めて頂きたいものと考えております。収入の3割を国債に依存し、支出の2割が国債の返済や利払いにあてられているような、日本国の財政状態のようになるのは、望ましくないと考えます。

（平成22年10月 名古屋市 30代男性）

〔回答〕

本県では、この10年余りの間、切れ目なく行革大綱を策定し、事務事業の見直しに取り組んでまいりました。

累次の行革大綱の推進により、合理化余地が狭まりつつある中、昨年度、すべての事務事業を対象としての総点検を行いました。

事務事業の内容をよく承知している職員が、一つひとつ丁寧に取り組むことにより、関係者のご理解を得ながら一定の成果をあげることができたものでありまして、今年度も、この6月から全庁をあげて作業に着手しております。

更に今年度は、より幅広く県民の皆様からのご意見をいただけるよう、従来11月に公表している行政評価調書の公表時期を2か月程前倒し、併せて分かりやすい情報を提供するなどの取組も行っております。

こうした取組を一步一步進めることで、厳しい税収環境の中にあっても、持続可能な財政基盤の確立に努め、難しい局面にある財政状況を乗り切っていこうと考えております。

【総務部】

<県民債の販売方法>

- 愛知県広報で県民債を2月9日より発売を読み、直ぐ引受信金に申し込んだが、9日朝「取れなかった」との電話だ。すぐ証券会社に聞いたが完売と言う。なんとその夜テレビの県広報で「県民債は9日から22日までに引受金融機関に申込み下さい」と放映していた。なぜ県は販売完了で買えない県民債の広報をしているのか。

引受金融機関は期日前予約で販売完了もあれば、発売当日早朝から店頭には並ばせての先着順だがそれでも買えない事も多い、と言う店もある。少しでも金利の高い県債をと思い県広報を見て、少額を申し込んでも絶対に買えないのが現実であった。一億円の割当てで4名が限度額を買えばもう売切れである。限度額を100万円に下げ、県民債は県民なら気軽に広く公平に買えるよう、期間中ハガキ等で県が直接受付し少額希望者から優先割当てや按分販売で申込者希望金融機関に割当する仕組みにする等、公平に広く機会を与える販売方法の一考をお願いしたい。

(平成23年2月 阿久比町 60代男性)

[回答]

あいち県民債は、なるべく多くの県民の方にご購入いただくことが望ましいと考えておりますが、県にとってはあくまで借金ですので、より安定的に低コストで資金調達することをおさなにはできません。

特に近年の低金利で、個人向けの債券は全国的に不調が伝えられておりますが、応募額が発行額に達しないことは絶対に避けなければなりません。そこで、金融機関ごとにあらかじめ引受額を定め、応募がその額に達しない場合には、残額を金融機関が購入するような仕組みをとっております。

ご指摘のように、全体としては在庫があるのに、ある金融機関では即座に売り切れ、せっかくご希望をいただいても購入できない場合が生じかねませんが、そのような場合には県にお問い合わせいただければ、在庫のある金融機関をご案内させていただきます。

公平な販売方法、県民の皆様のニーズに沿った発行額や引受額の配分など、取扱金融機関とも意見交換し、より県民の皆様に愛されるあいち県民債を目指してまいります。

【総務部】